

## 平成22年度12月補正予算案（都市整備局関係）について

## 1 市第119号議案 平成22年度横浜市一般会計補正予算（第4号）（関係部分）

## （第1表）歳入歳出予算補正

款 項 目 名 等	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	市債	その他	
10款 都市整備費	14,885,328	▲35,544	14,849,784	-	-	-	▲35,544
1項 都市整備費	14,885,328	▲35,544	14,849,784	-	-	-	▲35,544
1目 企画費	3,035,209	▲35,544	2,999,665	-	-	-	▲35,544
・都市整備費国庫返納金 （補助金の返還に伴う補正）	-	65	65	-	-	-	65
・職員人件費 （給与改定に伴う減額）	2,683,587	▲35,609	2,647,978	-	-	-	▲35,609
歳 出 合 計	14,885,328	▲35,544	14,849,784	-	-	-	▲35,544

- 1 都市整備費国庫返納金
  - (1) 増額補正  
補助金の返還に伴う国庫返納金の補正
- 2 職員人件費
  - (2) 減額補正  
給与改定に伴う減額

## 2 市第128号議案 平成22年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）

## （第1表）歳入歳出予算補正

款 項 目 名 等	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			一般会計 繰入金
				国庫支出金	市債	その他	
1款 市街地開発事業費	13,163,856	77	13,163,933	-	-	77	-
1項 事業費	11,524,099	77	11,524,176	-	-	77	-
5目 諸費	-	77	77	-	-	77	-
・市街地開発事業費国庫返納金 （補助金の返還に伴う補正）	-	77	77	-	-	77	-
歳 出 合 計	13,163,856	77	13,163,933	-	-	77	-

- 1 市街地開発事業費国庫返納金
  - (1) 増額補正  
補助金の返還に伴う国庫返納金の補正

## 不適正経理処理に係る指摘状況について

### 1 国庫補助事業に係る事務費に関する会計検査の概要

事務費に関する会計検査は、全都道府県、政令指定都市を対象として平成20年度から実施され、平成22年度ですべての都道府県及び政令指定都市の検査が終了しました。

#### (1) 本市に対する実地検査の期間

平成22年4月5日から4月9日までの間

#### (2) 検査対象

環境創造局、経済観光局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局で執行された、平成16年度～20年度の国土交通省及び農林水産省の国庫補助事業事務費のうち、需用費、賃金及び旅費

#### (3) 検査結果

会計検査院から次のとおり不適正支出の指摘を受けました（なお、私的流用につながる預け金はありませんでした。）。また、賃金は、執行がありませんでした。

#### (ア) 全市の状況(指摘金額)

(単位:金額=円、件数=件)

省名	差替え		翌年度納入		前年度納入		補助対象外支出		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
農林水産省			97,799	2	6,346	2			104,145	4
国土交通省	3,532,826	103	125,947	4	3,187,056	99	201,563	21	7,047,392	227
合計	3,532,826	103	223,746	6	3,193,402	101	201,563	21	7,151,537	231

#### (イ) 都市整備局の状況(指摘金額)

(単位:金額=円、件数=件)

	差替え		翌年度納入		前年度納入		補助対象外支出		計		加算金 金額	返納額 金額
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数		
都市整備局	630,487	28	112,408	2	651,736	21	0	0	1,394,631	51		
うち、国庫補助相当額	21,674		31,475		55,197		0		108,346		32,320	140,666

※農林水産省は該当なし

## 2 指摘の主な内容(都市整備局)

### (1) 差替え

契約の内容と異なる物品を納品させていたもの

- ① 白黒コピーの印刷契約の中で、カラーコピーや製本を行わせていたもの
- ② 事務用品の購入に際して、契約内容とは異なる事務用品を納品させていたもの

### (2) 翌年度納入

物品が翌年度に納品されているにもかかわらず、その前年度に納品されたものとして前年度予算で支払っていたもの（事務用品、図書）

### (3) 前年度納入

物品が前年度に納品されているにもかかわらず、その翌年度に納品されたものとして翌年度予算で支払っていたもの（事務用品、コピー用紙、図書、他）

### (4) 補助対象外支出（都市整備局は該当ありませんでした。）

- ① 国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品の購入代金等を支払っていたもの
- ② 国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費の支出科目から旅費を支払っていたもの

## 3 不適正な経理処理の原因、背景

緊急に必要となった物品購入や、契約時の仕様書と相違する印刷物が必要となった際の発注などにおいて、会計法令等の順守に対する認識が不足していたこと

### <参考> 検査結果を受けた本市の対応

平成22年3月30日に公表した「経理処理に関する全庁調査(最終報告)」における再発防止策に加え、今回の検査結果を受けて、次の対応を行います。

#### (1) 不適正な経理処理に関与した職員に対する注意喚起

総括コンプライアンス責任者から、指摘対象となった6局(環境創造局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局)において不適正な経理処理に関与した当時の所管課長及び経理担当課長に対して注意喚起を行います。

#### (2) 再発防止研修

国庫補助事業、国庫委託事業を所管する部署の職員に対して、今回の指摘を踏まえた再発防止研修を実施します。

#### (3) 抽出調査(モニタリング)の実施

会計検査院と同様の手法(本市の帳簿と事業者の帳簿の照合)による印刷製本費、消耗品費を対象とする抽出調査を実施します。

#### (4) 経理処理の適正化を統括する新機構の設置

経理処理の適正化については、平成23年度に予定している局再編後の新財政局に機構を設け、再発防止に取り組みます。